

# 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

(簡易吸収合併)

2023 年 3 月 1 日

株式会社第一興商

2023年3月1日

株式会社第一興商  
代表取締役 保志 忠郊

## 吸収合併に関する事後開示事項

当社は、当社を吸収合併存続会社、株式会社ザ・パークを吸収合併消滅会社（以下、単に「吸収合併消滅会社」といいます。）とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を、2023年3月1日行いました。

会社法第801条3項に基づき、会社法第801条1項および会社法施行規則第200条に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

### 記

1. 本件吸収合併が効力を生じた日

2023年3月1日

2. 吸収合併消滅会社における反対株主の買取請求および新株予約権買取請求ならびに債権者の異議に関する手続の経過

(1) 反対株主の買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。なお、吸収合併消滅会社は会社法第785条3項に基づく通知を当社に2022年11月15日に行なっております。

(2) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりません。

(3) 債権者の異議

吸収合併消滅会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、吸収合併消滅会社は、2022年11月15日付けで官報に公告を行い、かつ同日付けで81件の個別催告を行いました。

3. 吸収合併存続会社における反対株主の買取請求および新株予約権買取請求ならびに債権者の異議に関する手続の経過

(1) 反対株主の買取請求

吸収合併存続会社である当社に対し、株式の買取を請求した株主はありませんでした。なお、当社は、2022年11月15日付けで官報に公告を行い、かつ同日付けで電子公告を行なっております。

(2)債権者の異議

吸収合併存続会社である当社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、当社は、2022年11月15日付けで官報に公告を行い、かつ同日付けで電子公告を行なっております。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本件吸収合併の効力発生日である2023年3月1日をもって、吸収合併消滅会社より、その資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅会社が備え置いた書面

吸収合併消滅会社の事前開示書類は、別紙のとおりです。

6. 吸収合併により変更登記をした日

2023年3月1日

7. その他、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

(別添 1)

## 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 191 条に基づく書面)

(簡易吸収合併)

2022 年 11 月 11 日

株式会社第一興商

2022年11月11日

株式会社第一興商  
代表取締役 保志 忠郊

## 吸収合併に関する事前開示事項

当社は2023年3月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社ザ・パークを吸収合併消滅会社（以下、「吸収合併消滅会社」といいます。）として吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を行うことにいたしました。本件吸収合併に関する事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収合併契約

2022年10月31日に締結した合併契約書は、別紙1のとおりです。

#### 2. 合併対価および資本金・準備金に関する相当性に関する事項

当社は吸収合併消滅会社の発行済株式の全てを所有しているため、本件吸収合併に際して、株式の発行および金銭等の交付は行いません。

#### 3. 新株予約権の対価の相当性に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 吸収合併消滅会社についての事項

吸収合併消滅会社の最終事業年度（2021年3月1日から2022年2月28日）に係る計算書類等は別紙2のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

#### 5. 債務の履行の見込みに関する事項

2022年3月31日現在の当社および2022年2月28日現在の吸収合併消滅会社の貸借対照表における資産の額、負債の額および純資産の額は以下のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
当社	140,877 百万円	85,879 百万円	54,998 百万円
吸収合併消滅会社	175 百万円	175 百万円	△0 百万円

本件吸収合併の効力発生日までに資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は予測されておらず、本件吸収合併後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに本件吸収合併後の当社の収益状況およびキャッシュ・フロー等に鑑みて、当社が負担すべき債務については、本件吸収合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

以上

(別添 2)

## 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

(略式吸収合併)

2022 年 11 月 11 日

株式会社ザ・パーク

2022年11月11日

株式会社ザ・パーク  
代表取締役 内田 邦弘

## 吸収合併に関する事前開示事項

当社は2023年3月1日を効力発生日として、株式会社第一興商を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を行うことにいたしました。本件吸収合併に関する事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収合併契約

2022年10月31日に締結した合併契約書は、別添1のとおりです。

#### 2. 合併対価の相当性および参考となるべき事項

株式会社第一興商は当社の発行済株式の全てを所有しているため、本件吸収合併に際して、株式の発行および金銭等の交付は行いません。

#### 3. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 計算書類等に関する事項

株式会社第一興商の最終事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日）に係る計算書類等は別添2のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

#### 5. 債務の履行の見込みに関する事項

2022年3月31日現在の株式会社第一興商および2022年2月28日現在の当社の貸借対照表における資産の額、負債の額および純資産の額は以下のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
株式会社第一興商	140,877 百万円	85,879 百万円	54,998 百万円
当社	175 百万円	175 百万円	△0 百万円



本件吸収合併の効力発生日までに資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は予測されておらず、本件吸収合併後における株式会社第一興商の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに本件吸収合併後の株式会社第一興商の収益状況およびキャッシュ・フロー等に鑑みて、株式会社第一興商が負担すべき債務については、本件吸収合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

以上



## 合併契約書

株式会社第一興商（以下「存続会社」という）、株式会社ザ・パーク（以下「消滅会社」という）は、合併に関し、以下のとおり契約を締結する。

### 第1条（合併の方法）

存続会社は、消滅会社を吸収合併し、消滅会社の権利義務全部を承継して存続し、消滅会社は解散する。

### 第2条（商号及び住所）

本合併の当事者である存続会社及び消滅会社の商号及び住所は以下の通りである。

（存続会社）

株式会社第一興商

本店所在地 東京都品川区北品川五丁目5番26号

（消滅会社）

株式会社ザ・パーク

本店所在地 東京都品川区北品川五丁目5番26号

### 第3条（存続会社が発行する株式）

1. 存続会社は、合併に際し株式を新たに発行しない。
2. 存続会社は、消滅会社の株主に対し合併に際し金銭等を交付しない。

### 第4条（存続会社の増加すべき資本の額）

存続会社は、合併に際し資本金の額を変更しない。

### 第5条（効力発生日）

効力発生日は2023年3月1日とする。ただし、この期日までに合併に必要な手続きを行うことが困難と認められる場合は各当事者による協議の上これを伸長することができる。

### 第6条（合併前に就任した取締役および監査役の任期）

存続会社の取締役および監査役であって、合併前に就任したものの任期は、存続会社の定款第22条および第34条の規定に従い、この合併がない場合に退任すべきときまでとする。

### 第7条（善管注意義務）

本件契約締結後、合併に至るまでの間、各当事者は一切の事業を善良なる管理者の注意義務を以て継続し、通常の業務遂行に伴うものを除き、他の当事者の承諾なくして、これらの事業およびこれらに属する財産に変更を加えてはならない。

#### 第8条（従業員の引継）

存続会社は、効力発生日において、消滅会社の従業員を存続会社の従業員として雇用する。

#### 第9条（簡易組織再編手続・略式組織再編手続）

1. 存続会社は、会社法第796条2項の規定により、会社法第795条1項に定める株主総会の承認を得ないでこの合併を行う。
2. 消滅会社は、会社法第784条1項の規定により、会社法第783条1項に定める株主総会の承認を得ないでこの合併を行う。

#### 第10条（条件変更および解除）

本件契約締結後、合併完了までの間において、各当事者の事業およびこれらに属する財産に重大な変動を生じた場合その他、本件契約の目的達成が困難となった場合には、各当事者協議の上、本件契約を変更またはこれを解除することが出来る。

#### 第11条（合併契約の効力）

本件契約は、法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

#### 第12条（協議事項）

本件契約に定めのない事項その他合併に関し必要な事項は、本件契約の趣旨に従い各当事者別途協議の上これを定める。

本件契約締結の証として本書を作成し、存続会社、消滅会社記名押印の上存続会社が原本を、消滅会社はその写しを保有する。

2022年10月31日

東京都品川区北品川五丁目5番26号  
(存続会社) 株式会社第一興商  
代表取締役 保志 忠郊



東京都品川区北品川五丁目5番26号  
(消滅会社) 株式会社ザ・パーク  
代表取締役 内田 邦弘



(別紙2)

株式会社第一興商の最終事業年度に係る計算書類

第47期

計 算 書 類

自 2021年 4月 1日

至 2022年 3月31日

株式会社第一興商

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>[60,248]</b>	<b>流動負債</b>	<b>[37,877]</b>
現金及び預金	45,695	支払手形	790
受取手形	36	買掛金	1,504
売掛金	3,808	短期借入金	27,384
商品	6,832	未払金	4,377
前渡金	145	未払費用	369
前払費用	2,408	未払法人税等	1,075
未収収益	74	未払消費税等	592
短期貸付金	698	契約負債	88
その他	587	前受金	198
貸倒引当金	△40	預り金	387
<b>固定資産</b>	<b>[80,628]</b>	前受収益	38
<b>有形固定資産</b>	<b>&lt;46,814&gt;</b>	賞与引当金	697
建物	2,282	その他	372
構築物	269	<b>固定負債</b>	<b>[48,001]</b>
工具、器具及び備品	531	長期借入金	40,000
カラオケ貸貸機器	4,023	退職給付引当金	5,530
カラオケルーム及び飲食店舗設備	7,532	その他	2,471
土地	32,168	<b>負債合計</b>	<b>85,879</b>
建設仮勘定	7	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>&lt;5,408&gt;</b>	<b>株主資本</b>	<b>[54,906]</b>
のれん	16	<b>資本金</b>	<b>&lt;12,350&gt;</b>
借地権	44	<b>資本剰余金</b>	<b>&lt;4,002&gt;</b>
商標権	0	資本準備金	4,002
ソフトウェア	2,176	<b>利益剰余金</b>	<b>&lt;39,124&gt;</b>
音源映像ソフトウェア	3,115	その他利益剰余金	39,124
その他	55	別途積立金	16,604
<b>投資その他の資産</b>	<b>&lt;28,405&gt;</b>	繰越利益剰余金	22,520
投資有価証券	4,472	<b>自己株式</b>	<b>&lt;△570&gt;</b>
関係会社株式	6,418	<b>評価・換算差額等</b>	<b>[△127]</b>
出資金	70	その他有価証券評価差額金	606
関係会社出資金	100	土地再評価差額金	△733
長期貸付金	324	<b>新株予約権</b>	<b>[219]</b>
破産更生債権等	18		
長期前払費用	645		
繰延税金資産	4,611		
敷金及び保証金	11,345		
その他	450		
貸倒引当金	△52	<b>純資産合計</b>	<b>54,998</b>
<b>資産合計</b>	<b>140,877</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>140,877</b>

## 損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>売上高</b>		
商品売上高	9,165	
カラオケ機器賃貸収入	32,126	
カラオケ及び飲食店舗運営収入	15,906	
その他営業収入	7,305	64,504
<b>売上原価</b>		
商品売上原価	5,998	
カラオケ機器賃貸収入原価	13,730	
カラオケ及び飲食店舗運営収入原価	21,791	
その他営業収入原価	6,040	47,562
<b>売上総利益</b>		<b>16,942</b>
販売費及び一般管理費		17,344
<b>営業損失</b>		<b>402</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	269	
受取手数料	141	
受取協賛金	209	
為替差益	13	
受取賃貸料	150	
その他	435	1,220
<b>営業外費用</b>		
支払利息	158	
支払手数料	15	
解約違約金	47	
その他	84	306
<b>経常利益</b>		<b>511</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	12	
助成金収入	10,002	10,015
<b>特別損失</b>		
固定資産除売却損	20	
減損損失	1,259	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	108	
新型コロナウイルス関連損失	4,487	5,876
<b>税引前当期純利益</b>		<b>4,650</b>
法人税、住民税及び事業税	844	
法人税等調整額	666	1,511
<b>当期純利益</b>		<b>3,139</b>

## 株主資本等変動計算書

（ 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで ）

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	12,350	4,002	4,002	16,604	35,719	52,323	△10,958	57,718
会計方針の変更による累積的影響額					△27	△27		△27
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,350	4,002	4,002	16,604	35,691	52,295	△10,958	57,690
当期変動額								
剰余金の配当					△6,165	△6,165		△6,165
当期純利益					3,139	3,139		3,139
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分					△40	△40	282	242
自己株式の消去					△10,104	△10,104	10,104	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	△13,171	△13,171	10,387	△2,783
当期末残高	12,350	4,002	4,002	16,604	22,520	39,124	△570	54,906

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	810	△733	76	388	58,182
会計方針の変更による累積的影響額					△27
会計方針の変更を反映した当期首残高	810	△733	76	388	58,154
当期変動額					
剰余金の配当					△6,165
当期純利益					3,139
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					242
自己株式の消去					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△203	—	△203	△169	△373
当期変動額合計	△203	—	△203	△169	△3,156
当期末残高	606	△733	△127	219	54,998

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

・市場価格のない株式等  
以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、債券のうち、取得原価と債券金額との差額が金利の調整と認められるものについては、償却原価法（定額法）により算定しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産

① 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

② その他の無形固定資産

定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

##### (1) 収益及び費用の計上基準

① 業務用カラオケ事業

業務用カラオケ事業では、業務用カラオケ機器の販売、賃貸及び通信カラオケへの音源・映像コンテンツの提供を行っております。業務用カラオケ機器の販売については、機器を引き渡した時点で当該機器に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、原則として機器を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、出荷時点から顧客への引き渡し時点までが通常の間である卸売り販売については、代替的に出荷時点で収益を認識しております。業務用カラオケ機器の賃貸については、通常賃貸借取引に係る会計処理を適用し、顧客への機器賃貸が完了した月ごとに収益を認識しております。音源・映像コンテンツの提供については、当該サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、顧客への音源・映像コンテンツの提供が完了した月ごとに収益を認識しております。

② カラオケ・飲食店舗事業

カラオケ・飲食店舗事業では、カラオケルームの運営及び飲食店舗の運営を行っております。これら店舗におけるサービス提供については、当該サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、顧客にカラオケルームサービス又は飲食物の提供が完了した時点で収益を認識しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる事項

##### (1) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については10年間の均等償却を行っております。



## 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

### (1) カスタマー・ロイヤリティ・プログラムに係る収益認識

店舗等において販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムでのサービス提供について、従来は販売時に収益を認識しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定した独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

### (2) 変動対価が含まれる取引に係る収益認識

売上リベート等、顧客に支払われる対価について、従来は販売費及び一般管理費として計上する方法によっておりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。また、売上リベート等に係る負債について、従来は「未払金」に計上しておりましたが、「返金負債」に計上し、「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「未払金」「前受金」及び「その他」は、当事業年度より「未払金」「契約負債」「前受金」及び「その他」にそれぞれ区分表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、「未払金」は352百万円減少し、「契約負債」は88百万円増加し、「前受金」は56百万円減少し、「流動負債」の「その他」は352百万円増加しております。当事業年度の損益計算書は、「売上高」は347百万円減少し、「売上原価」は7百万円減少し、「販売費及び一般管理費」は347百万円減少し、「営業損失」は8百万円減少し、「経常利益」及び「税引前当期純利益」はそれぞれ8百万円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の「利益剰余金」の期首残高は27百万円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「解約違約金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 固定資産の減損

#### (1) 科目名及び当事業年度計上額

科目名	金額（百万円）
減損損失	1,259

#### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」に記載した事項と同一であるため、注記を省略しております。

### 2. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 科目名及び当事業年度計上額

科目名	金額（百万円）
繰延税金資産	4,611

#### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」に記載した事項と同一であるため、注記を省略しております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		49,515百万円
2. カラオケルーム及び飲食店舗設備の内訳	建物	6,206百万円
	構築物	54百万円
	機械装置	1,039百万円
	工具、器具及び備品	232百万円
3. 保証債務等の内訳	販売特約店の借入債務の保証	302百万円
	販売特約店の保証予約	319百万円
4. 関係会社に対する金銭債権、債務	短期金銭債権	2,142百万円
	長期金銭債権	258百万円
	短期金銭債務	28,099百万円
	長期金銭債務	308百万円
5. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、当社において事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。		
再評価の方法		
「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定しております。		
再評価を行った日		2001年3月31日
再評価を行った土地の当事業年度末の時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額		101百万円

## 損益計算書に関する注記

### 1. 関係会社との取引高

営業取引高	売上高	12,991百万円
	仕入高	2,685百万円
	販売費及び一般管理費	923百万円
営業取引以外の取引高	受取利息及び配当金	67百万円
	その他営業外収益	177百万円
	その他営業外費用	4百万円
	資産譲受高	0百万円

### 2. 助成金収入

新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発出に伴い、従業員の出勤停止期間中の給料等を対象として助成を受ける雇用調整助成金のほか、国及び地方自治体等から給付を受ける助成金等を「助成金収入」に計上しております。

### 3. 新型コロナウイルス関連損失

新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発出に伴い、対象地域の従業員を出勤停止（特別休暇）とする措置を講じました。また、政府及び地方自治体からの要請に応じ、当社運営店舗及び顧客運営店舗においては臨時休業及び時短営業を行いました。

これらの事象に対応し、従業員の出勤停止期間中の給料等、休業期間中の当社運営店舗の固定費及び業務用カラオケ機器の賃貸等に係る固定費を「新型コロナウイルス関連損失」に計上しております。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	2,711千株	0千株	2,570千株	141千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少のうち2,500千株は取締役会決議による自己株式の消却により、70千株はストックオプションの行使によるものであります。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	28百万円
棚卸資産評価損	78百万円
投資有価証券評価損	87百万円
関係会社株式評価損	2,623百万円
退職給付引当金	1,686百万円
賞与引当金	212百万円
長期未払金	18百万円
減損損失	2,199百万円
資産除去債務	556百万円
新株予約権	66百万円
繰延資産償却超過額	136百万円
土地再評価差額金	237百万円
税務上の繰越欠損金	1,258百万円
その他	541百万円
繰延税金資産小計	9,732百万円
評価性引当額	△4,783百万円
繰延税金資産合計	4,948百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△337百万円
繰延税金資産の純額	4,611百万円

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主(個人) 及びその近親者 が議決権の過半 数を所有している 会社等	㈱ホシ・クリ エート	東京都 港区	450	不動産の賃貸 及び音楽関連 事業	(被所有) 直接 4.5	店舗の賃 借	賃借料 の支払	119	その他流動 資産(前払 費用)	9
							—	—	敷金及び保 証金	139
主要株主(個人) 及びその近親者 が議決権の過半 数を所有している 会社等	フジエンター プライズ㈱	東京都 目黒区	10	音響機器販 売、リース	—	商品の販 売等	商品の 販売等	67	売掛金	6
役員	村井裕一	—	—	当社執行役員	(被所有) 直接 0.1	—	新株予 約権の 行使	56	—	—
役員	渡邊泰人	—	—	当社執行役員	(被所有) 直接 0.4	—	新株予 約権の 行使	34	—	—
役員	竹花則幸	—	—	当社執行役員	(被所有) 直接 0.3	—	新株予 約権の 行使	28	—	—

(注) 1. ㈱ホシ・クリエートは、当社役員及び主要株主保志忠郊、当社役員及び主要株主保志治紀、及びその近親者が、議決権の100%を所有しております。

㈱ホシ・クリエートとの店舗の賃借に係る取引条件及び取引条件の決定方針等は、近隣の賃料相場を参考にして、協議の上決定しております。

2. フジエンタープライズ㈱は、当社役員及び主要株主保志治紀の近親者が、議決権の100%を所有しております。フジエンタープライズ㈱との取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般の取引先と同様の販売価格及び支払条件となっております。

3. 新株予約権の行使には、当社の取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

## 2. 子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱台東第一興商	東京都台東区	90	カラオケ機器の 販売及び賃貸並びに カラオケルームの運営	(所有) 直接 100.0	当社商品の 販売	資金の 借入 借入金 利息	1,180 0	短期 借入金	5,528
子会社	日本クラウン(株)	東京都品川区	250	音楽、映像ソフトの 制作及び販売	(所有) 直接 80.4	音源・映像管理楽曲 使用許諾料の支払	借入金 利息	0	短期 借入金	4,908
子会社	㈱徳間ジャパン コミュニケーションズ	東京都品川区	270	音楽、映像ソフトの 制作及び販売	(所有) 直接 100.0	音源・映像管理楽曲 使用許諾料の支払	資金の 借入 借入金 利息	850 0	短期 借入金	1,864
子会社	㈱ディーケーファイナンス	東京都品川区	60	金融業、不動産 賃貸業	(所有) 直接 100.0	賃借料の 支払	資金の 借入 借入金 利息	178 0	短期 借入金	1,818
子会社	㈱東海第一興商	名古屋市中区	90	カラオケ機器の 販売及び賃貸並びに カラオケルームの運営	(所有) 直接 100.0	当社商品の 販売	資金の 借入 借入金 利息	600 0	短期 借入金	1,802
子会社	㈱埼玉第一興商	さいたま市北区	90	カラオケ機器の 販売及び賃貸並びに カラオケルームの運営	(所有) 直接 100.0	当社商品の 販売	資金の 借入 借入金 利息	1,010 0	短期 借入金	1,572

(注) 借入金の利息につきましては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,003円41銭  
2. 1株当たり当期純利益 57円53銭

(注) 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は0円41銭減少し、1株当たり当期純利益は0円15銭増加しております。

### 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。